回長婦命のお知らせ

年金事務にマイナンバーを活用します

日本年金機構ではこの度、基礎年金番号とマイナンバー(個人番号)を関連付けて年金事務を行うようになりました。

これにより、基礎年金番号の代わりにマイナンバーで諸手続が可能となります。また、転入 等の住民票の異動についても、届出を省略できるように対応します。

○マイナンバー導入でできること

1. 基礎年金番号とマイナンバーカードが連携します

年金手帳等、基礎年金番号のわかる書類がなくても、マイナンバーカードや通知カードで 個人番号がわかれば、年金の相談や各種申請を行えます。

(電話での相談等についても、基礎年金番号の代わりに個人番号が使えます。)

2. 年金に係る届出書が省略されていきます

住所の変更(転入・転出等)や氏名の変更(婚姻等)があった場合、変更の届出が必要でしたが、住民基本台帳との連携により、届出の省略を開始します。

※基礎年金番号と個人番号の関連付けが完了してからになります。

個人番号の登録にご協力ください

役場又は年金事務所にて年金に係る届書(各種変更届、免除申請等)を提出する際は、個人番号の記入と本人確認書類の提示が必要になります。書類の提出が不要になる等、利便性が向上するためご協力をお願いいたします。

○本人確認書類として使えるもの(一例)

マイナンバーカード:個人番号の提示も同時にできます。

1 点で良いもの:免許証、旅券、障害者手帳、在留カード 等

2 点 必 要 な も の:保険証、学生証、年金関係の書類(年金手帳・年金証書・各種通知書)等

◎上記にあたる書類がない場合、又は個人番号が不明な場合は役場へご相談ください。

★次回の年金相談日のお知らせ★ 5月 10 日(木)

場所 福島町役場 時間 午前10時~12時·午後1時~3時

※函館年金事務所による年金相談は『予約制』のため、相談日の3日前までに相談したい内容を役場町民課年金係(☎47-4681)へ電話でお申し込み下さい。

問い合わせ先

町民課 年金係

☎47-4681 (直通)

